

【お詫び】

6/30にお知らせいたしました「土地一時使用に係る事業者申込の受付」について、貸付対象地内に歩行者用通路を含んでいたため、土地A・Bの面積・賃貸料について、下記のとおり訂正いたします。神戸市ホームページに掲載している「土地一時使用に係る事業者申込の手引き」についても同様に訂正しております。大変申し訳ございません。

神戸市 港湾局  
土地一時使用に係る事業者申込の受付について

1 趣旨

神戸市では、中東情勢の影響を受けて、輸出貨物等の滞留等によって神戸港の物流機能に支障を生じる恐れがある状況をふまえ、2027年3月末まで(予定)、貨物の一時保管場所を提供することといたしました。このたび、事業者の申込を下記のとおり受付いたしますのでお知らせいたします。

2 事業者申込

(1) 申込資格者

神戸港において港湾運送事業又は倉庫業の許可を有する者

(2) 対象貨物

- ① 中東向け輸出貨物
- ② 中東情勢に起因して従来の土地・倉庫等に保管できなくなった貨物

(3) 貸付期間

2026年7月24日～2027年3月31日まで(約8か月間)

(4) 一時保管場所(以下、土地A～Cの3箇所)

- ① 神戸市中央区港島1丁目10-1(12,632.30 m<sup>2</sup>)のうち
  - ・土地A:約6,500 m<sup>2</sup> ⇒ (訂正) 約6,300 m<sup>2</sup>
  - ・土地B:約5,500 m<sup>2</sup> ⇒ (訂正) 約5,300 m<sup>2</sup>
- ② 神戸市中央区港島1丁目9-1(7,150.57 m<sup>2</sup>)のうち
  - ・土地C:約6,400 m<sup>2</sup>

(5) 契約条件等

- ① 土地賃貸借契約(一時使用)
- ② 賃貸料 土地A:月額3,055,000円 ⇒ (訂正) 2,961,000円(@470円/m<sup>2</sup>・月)  
土地B:月額2,585,000円 ⇒ (訂正) 2,491,000円(@470円/m<sup>2</sup>・月)  
土地C:月額3,008,000円(@470円/m<sup>2</sup>・月)

- ③ 土地利用目的 中東向け輸出貨物等の一時保管場所
- ④ その他
  - ・現状有姿で引き渡し
  - ・分割貸付は不可
  - ・貸付期間の変更・延長は不可(情勢変動により短縮を認める場合あり)
  - ・建物建築は不可(最低限の工作物は設置承認可)
  - ・転貸借及び権利譲渡は不可
  - ・要原状回復

#### (6) 利用事業者選定方法

抽選による

※2者以上の共同利用による申込も可

※同一法人による複数区画への申込や同一区画への複数申込は不可

#### (7) スケジュール

- ① 抽選参加申込期間 2026年6月30日(火曜)～7月14日(火曜)
  - ② 抽選日 2026年7月17日(金曜) 午後3時～
  - ③ 契約締結 2026年7月24日(金曜)
  - ④ 利用開始(土地引き渡し) 2026年7月24日(金曜)
  - ⑤ 賃貸料の支払い 毎月払い
- ※ただし、7月分は8月分と合わせて請求

#### (8) その他

申込についての詳細は下記 URL をご参照ください。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/keieika2kakari/keieika2\\_20260630ichijishiyo.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a38702/business/keieika2kakari/keieika2_20260630ichijishiyo.html)

#### (9) 担当・お問合せ先

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号ポートアイランドビル7階  
神戸市港湾局経営課  
TEL:078-595-6279 E-mail:[keieika2@city.kobe.lg.jp](mailto:keieika2@city.kobe.lg.jp)